

基本計画書

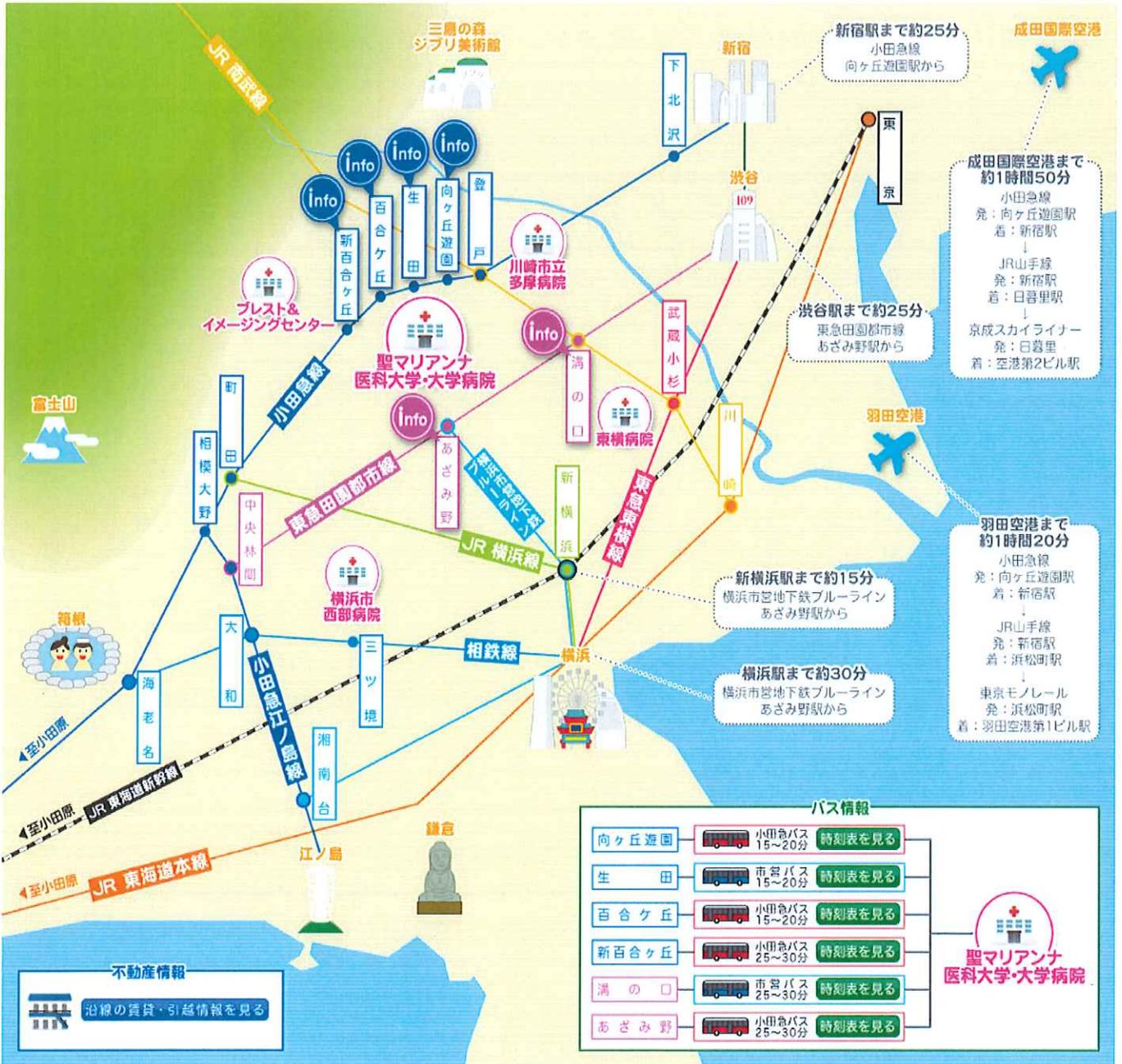
基本計画																																				
事項	記入欄							備考																												
計画の区分	大学の収容定員に係る学則の変更																																			
フリガナ設置者	ガッコウホウジン セイマリアンナイカダイガク 学校法人 聖マリアンナ医科大学																																			
フリガナ大学の名称	セイマリアンナイカダイガク 聖マリアンナ医科大学 (St. Marianna University School of Medicine)																																			
大学本部の位置	神奈川県川崎市宮前区菅生2丁目16番1号																																			
大学の目的	教育基本法及び学校教育法に基づき、医学の教授及び研究を行い、高度の知識・技術と確固たる倫理観を備えた臨床医並びに医学研究者を養成し、併せて医学の発展、社会の福祉に貢献すること。																																			
新設学部等の目的	「経済財政運営と改革の基本方針2018」及び「令和4年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について(通知)」を踏まえ、神奈川県での医療に従事する医師を養成し、もって神奈川県が推進する医師確保等に資すること。																																			
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地																												
	医学部 医学科	年	人	年次人	人	学士(医学)	令和4年4月 第1年次	神奈川県川崎市宮前区 菅生2丁目16番1号																												
	計	6	115 (110)	—	665 (660)																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">入学定員</td> <td style="width: 10%;">収容定員</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>115</td> <td>665</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>115</td> <td>665</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>110</td> <td>660</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>110</td> <td>660</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>110</td> <td>660</td> </tr> <tr> <td>令和8年度</td> <td>110</td> <td>660</td> </tr> <tr> <td>令和9年度</td> <td>110</td> <td>660</td> </tr> <tr> <td>令和10年度</td> <td>110</td> <td>660</td> </tr> </table>											入学定員	収容定員	令和3年度	115	665	令和4年度	115	665	令和5年度	110	660	令和6年度	110	660	令和7年度	110	660	令和8年度	110	660	令和9年度	110	660	令和10年度	110	660
	入学定員	収容定員																																		
令和3年度	115	665																																		
令和4年度	115	665																																		
令和5年度	110	660																																		
令和6年度	110	660																																		
令和7年度	110	660																																		
令和8年度	110	660																																		
令和9年度	110	660																																		
令和10年度	110	660																																		
同一設置者内における変更状況（定員の移行、名称の変更等）																																				
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数					卒業要件単位数																													
	—	講義	演習	実験・実習	計	—単位																														
		—	—	—	—	—																														
教員組織の概要	学部等の名称		専任教員等					兼任教員等																												
			教授	准教授	講師	助教	計	助手																												
	新設分	医学部 医学科	人	人	人	人	人	人	人																											
		計	117 (117)	78 (78)	137 (137)	636 (636)	968 (968)	— (—)	122 (122)																											
	既設分	該当なし	—	—	—	—	—	—	—																											
		計	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)																											
合計		117 (117)	78 (78)	137 (137)	636 (636)	968 (968)	— (—)	— (—)																												
教員以外の職員の概要	職種		専任		兼任		計																													
	事務職員		540人 (540)		449人 (449)		989人 (989)																													
	技術職員		3,255 (3,255)		433 (433)		3,688 (3,688)																													
	図書館専門職員		7 (7)		7 (7)		14 (14)																													
	その他の職員		5 (5)		3 (3)		8 (8)																													
	計		3,807 (3,807)		892 (892)		4,699 (4,699)																													

校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計	聖マリアンナ医科大学 看護専門学校と共用 (収容定員：240人) (面積基準：860㎡) 借用面積：73,877㎡			
	校舎敷地	105,584 ㎡	2,003 ㎡	2,613 ㎡	110,200 ㎡				
	運動場用地	10,814 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	10,814 ㎡				
	小 計	116,398 ㎡	2,003 ㎡	2,613 ㎡	121,014 ㎡				
	そ の 他	51,332 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	51,332 ㎡				
合 計	167,730 ㎡	2,003 ㎡	2,613 ㎡	172,346 ㎡					
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計	大学全体			
		35,464 ㎡ (35,464 ㎡)	0 ㎡ (0 ㎡)	0 ㎡ (0 ㎡)	35,464 ㎡ (35,464 ㎡)				
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	大学全体			
	5 室	20 室	5 室	1 室 (補助職員0人)	3 室 (補助職員0人)				
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称		室 数		大学全体			
		大学全体		56 室					
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点		
		149,022 [84,516] (149,022 [84,516])	8,184 [5,935] (8,184 [5,935])	4,103 [4,000] (4,103 [4,001])	— (—)	3,238 (3,238)	116 (116)		
	計	149,022 [84,516] (149,022 [84,516])	8,184 [5,935] (8,184 [5,935])	4,103 [4,000] (4,103 [4,001])	— (—)	3,238 (3,238)	116 (116)		
図 書 館		面積	閲覧座席数	収 納 可 能 冊 数			大学全体		
		1,250 ㎡	158	240,000					
体 育 館		面積	体育館以外のスポーツ施設の概要				大学全体		
		2,572 ㎡	該当なし						
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	大学全体 図書には、電子 ジャーナル、データ ベース、その他運 用経費含む
	教員1人当り研究費等		1,049千円	1,049千円	1,049千円	1,049千円	1,049千円	1,049千円	
	共同研究費等		683,582千円	683,582千円	683,582千円	683,582千円	683,582千円	683,582千円	
	図書購入費	103,091千円	103,091千円	103,091千円	103,091千円	103,091千円	103,091千円	103,091千円	
	設備購入費	229,622千円	229,622千円	229,622千円	229,622千円	229,622千円	229,622千円	229,622千円	
	学生1人当り 納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次		
	6,900千円	5,500千円	5,500千円	5,500千円	5,500千円	5,500千円			
学生納付金以外の維持方法の概要		寄付金収入、補助金収入、事業収入、医療収入、その他の雑収入等							
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 の 名 称	聖マリアンナ医科大学							所在地
	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	定員 超過率	開設 年度	
	医学部 医学科	6	110	—	660	学士(医学)	1.00	昭和46年度	神奈川県川崎市宮 前区菅生2丁目16番 1
附 属 施 設 の 概 要		<p>名称：難病治療研究センター 目的：医科学に関する総合研究。 所在地：神奈川県川崎市宮前区菅生2丁目16番1号 設置年月：平成2年10月 規模等：土地 2,311㎡ 建物 6,195㎡</p> <p>名称：聖マリアンナ医科大学病院 目的：広く地域住民に高度医療を提供する。 所在地：神奈川県川崎市宮前区菅生2丁目16番1号 設置年月：昭和49年2月 規模等：土地 31,882㎡ 建物 64,769㎡</p> <p>名称：聖マリアンナ医科大学東横病院 目的：広く地域住民に高度医療を提供する。 所在地：神奈川県川崎市中原区小杉町3丁目435番地 設置年月：昭和46年4月 規模等：土地 2,539㎡ 建物 9,824㎡</p> <p>名称：聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院 目的：広く地域住民に高度医療を提供する。 所在地：神奈川県横浜市旭区矢指町1197-1番地 設置年月：昭和62年5月 規模等：土地 54,133㎡ 建物 36,489㎡</p> <p>名称：聖マリアンナ医科大学附属研究所アレスト&イメージング 先端医療センター-附属クリニック 目的：乳腺疾患(乳がん等)に特化した診療施設。 所在地：神奈川県川崎市麻生区万福寺6丁目7番2号アレスト&イメージングビル3F・4F 設置年月：平成21年3月 規模等：土地 — 建物 2,448㎡(賃貸)</p>							

(注)

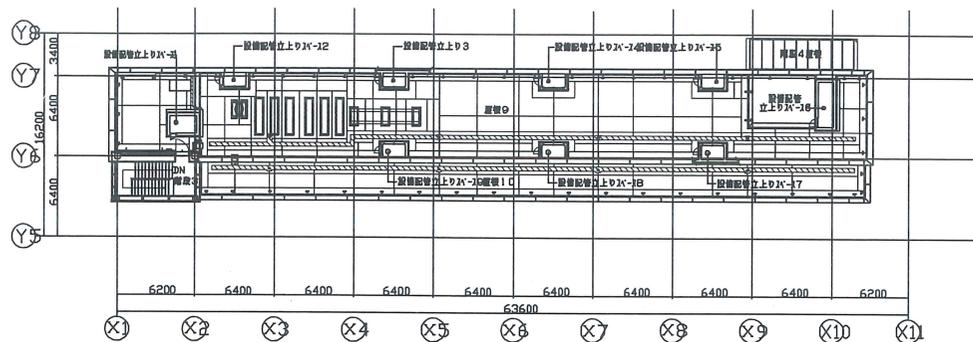
- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科又は高等専門学校の出定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」、「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「—」又は「該当なし」と記入すること。

▶聖マリアンナ医科大学 広域図（位置関係）

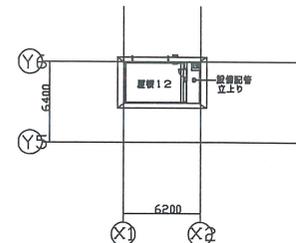


▶大学敷地内案内図（医学部校舎：教育棟）

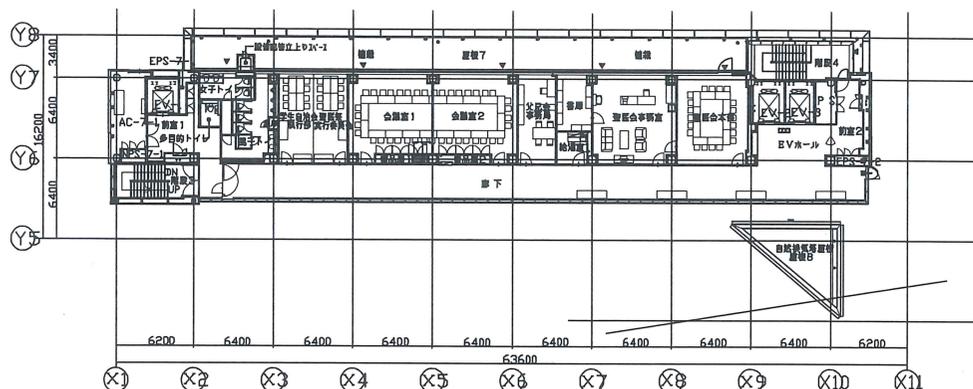




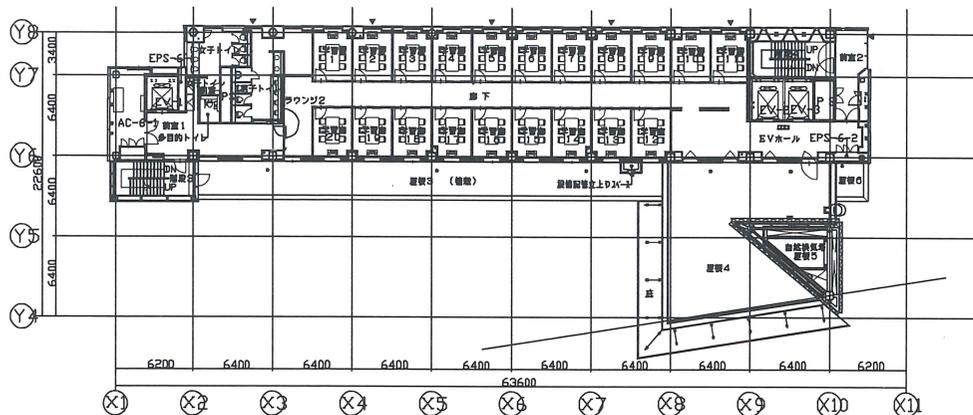
PH階平面図



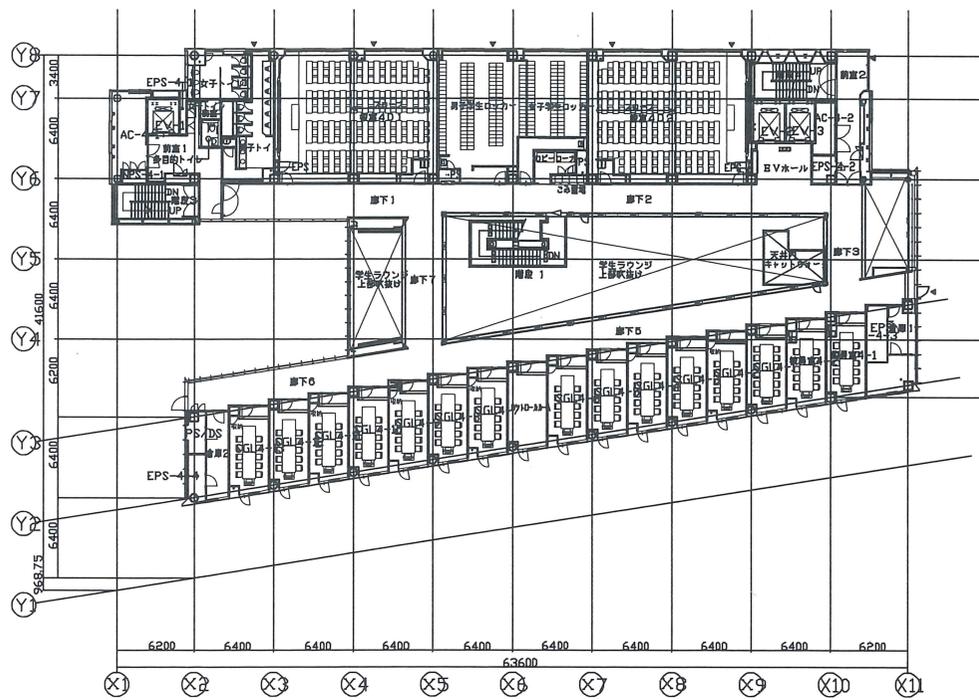
RF階平面図



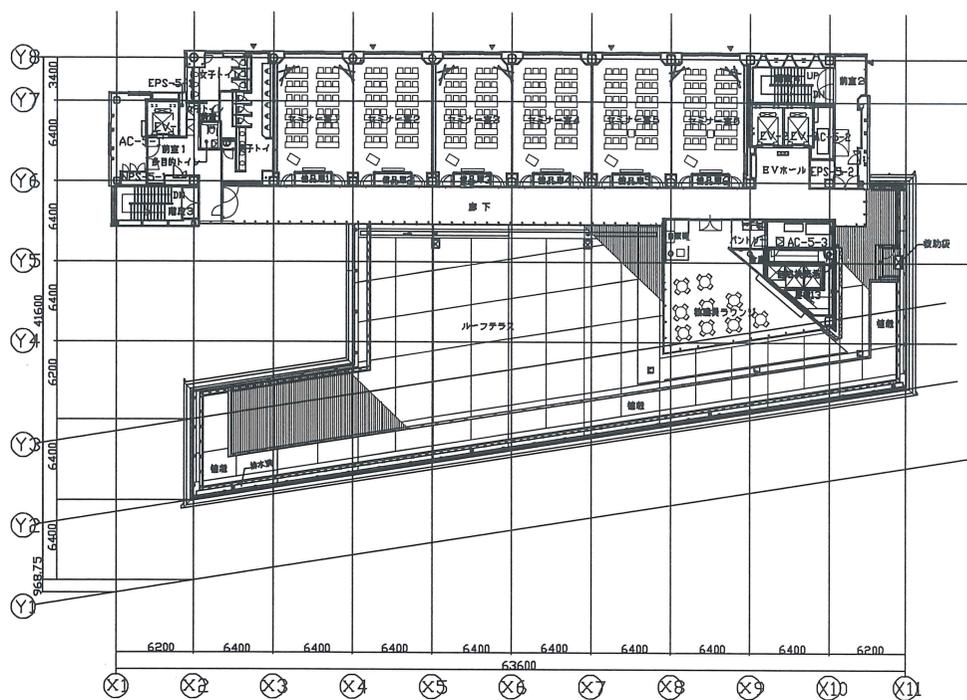
7階平面図



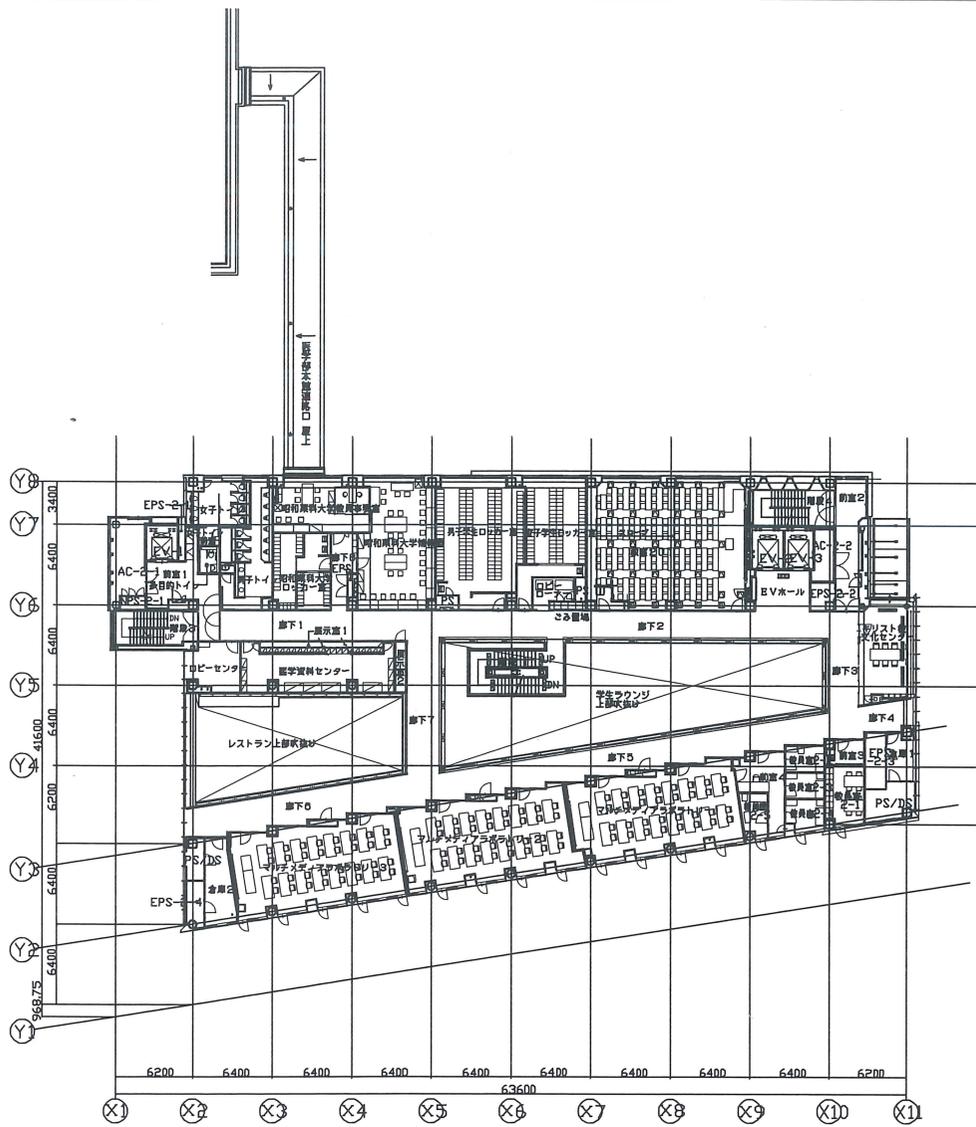
6階平面図



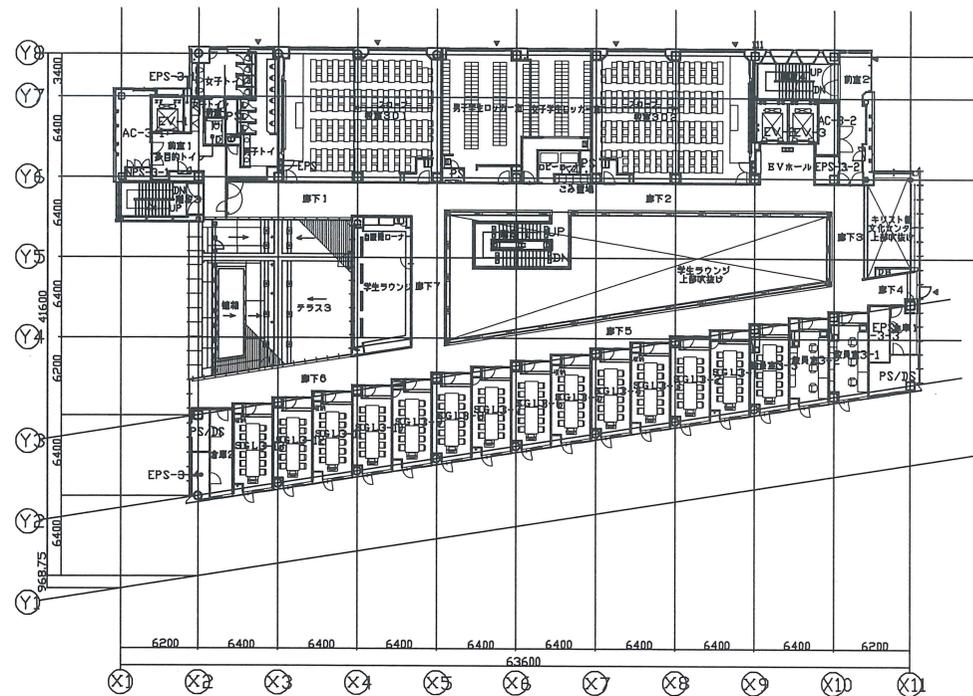
4階平面図



5階平面図

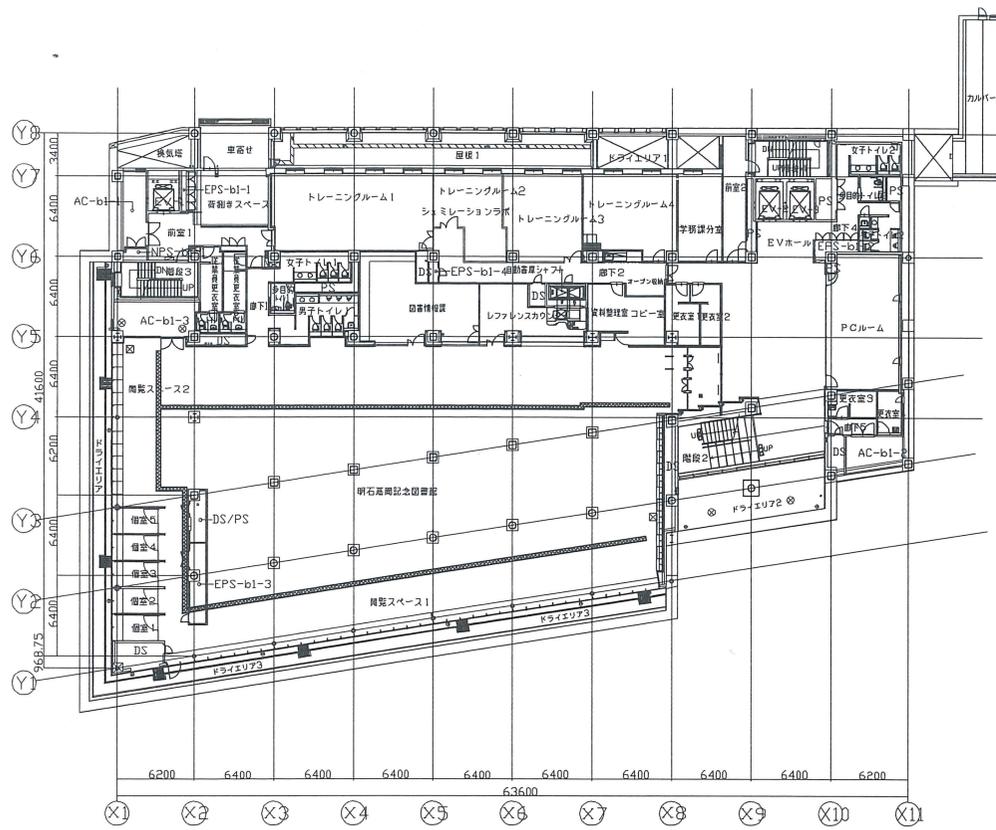


2階平面図

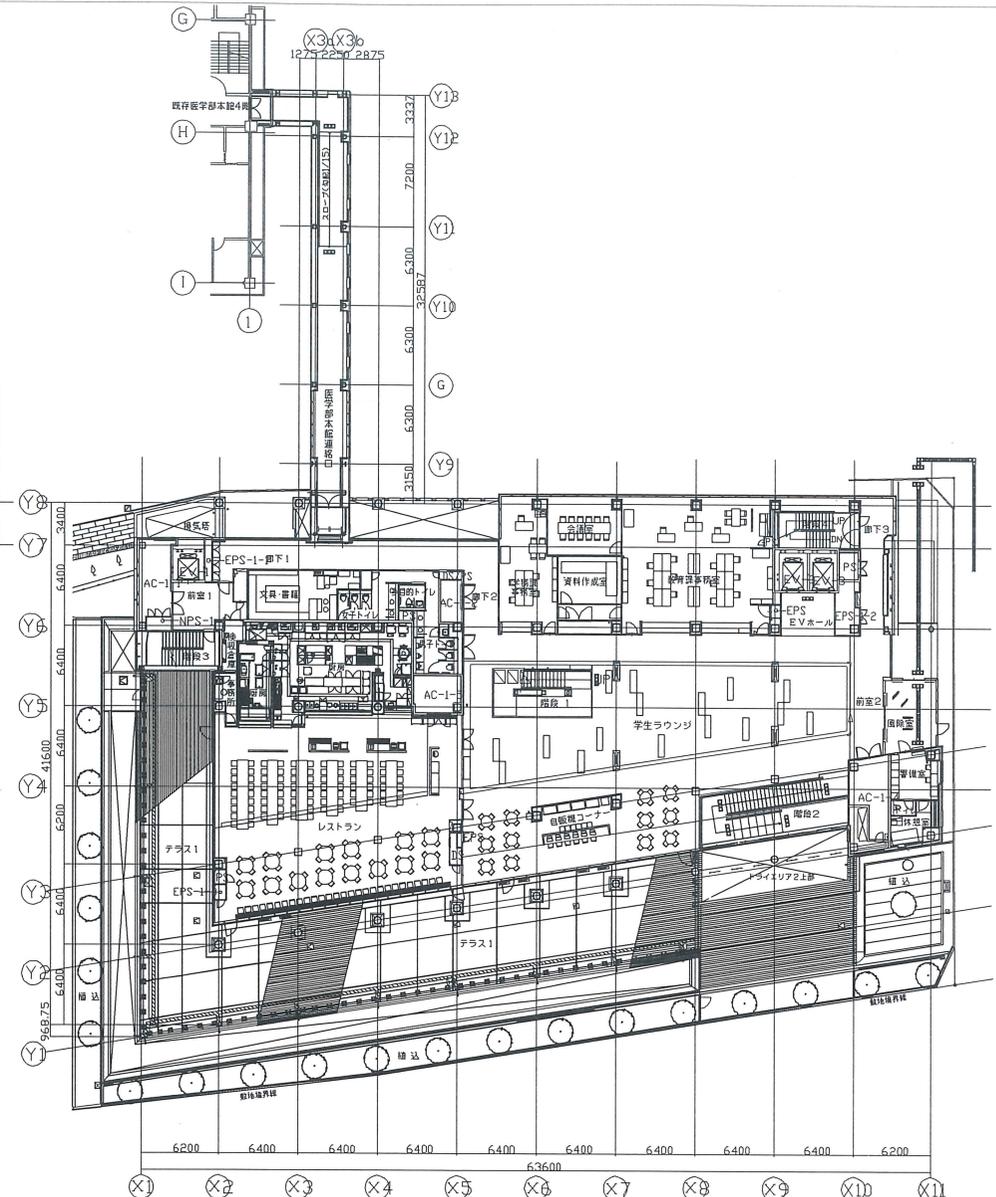


3階平面図

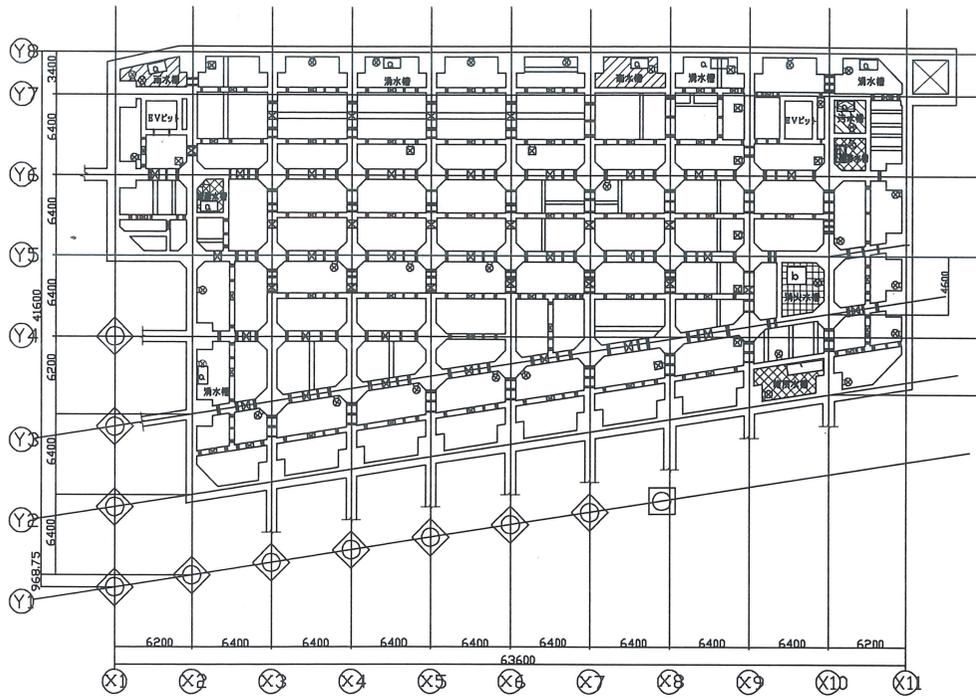
凡例
入道口 000φVU管 上部管継ぎのみ金物ステンレスSUS304φL 22φ
排水管+通水管 上部100φ+下部200φ/2 VU管
マンホール000φ (雨水・防虫型)
上部マンホール600φ (SUS304製タラップ 22φ)
床下面積口 (裏面: 床材同材仕上げ)
上部床下面積口 (二重蓋) +タラップ
水勾配
非常用出入口
雨水管 200φ 塩ビライニング鋼管



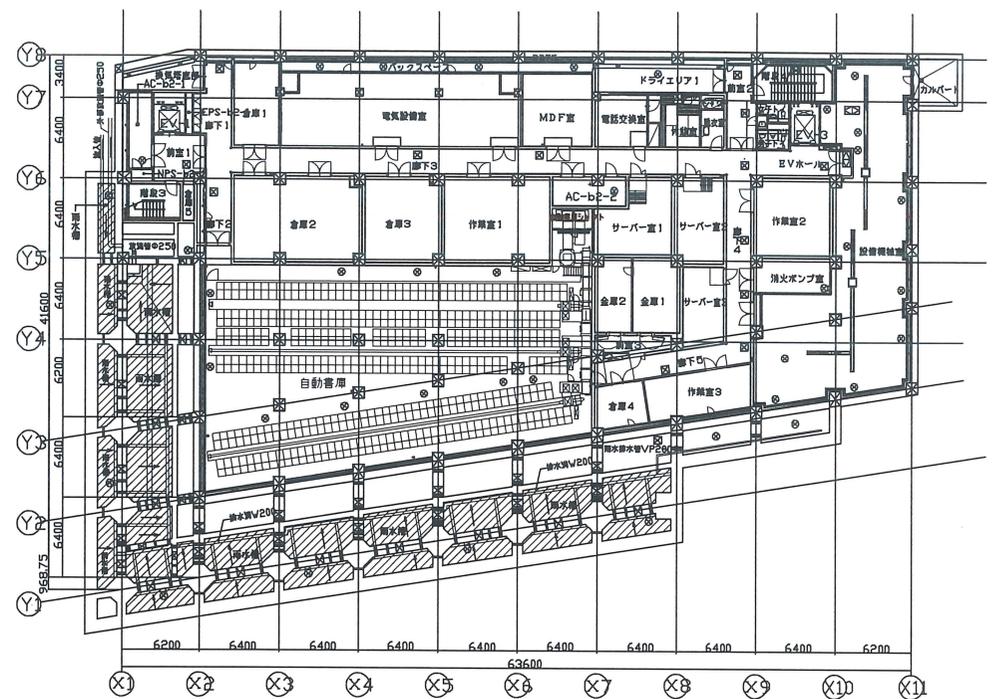
地下1階平面図



1階平面図



ピット階平面図



地下2階平面図

凡例	記号	説明	仕様
洗面所	B2FL-2200	洗面所	洗面所
雨水槽	B2FL-2200	雨水槽	雨水槽
排水水槽	B2FL-2200	排水水槽	排水水槽
汚水槽	B2FL-2200	汚水槽	汚水槽
雑排水槽	B2FL-2200	雑排水槽	雑排水槽
埋め戻し		埋め戻し	埋め戻し

凡例	記号	説明	仕様
人通り	600φVU	人通り	600φVU
通気管+排水管	上φ100φ+下φ200φ	通気管+排水管	上φ100φ+下φ200φ
マンホール	φ800φ	マンホール	φ800φ
上層マンホール	φ800φ	上層マンホール	φ800φ
底下点検口	(裏面：底材同材仕上げ)	底下点検口	(裏面：底材同材仕上げ)
上層底下点検口	(二重蓋) + クラップ	上層底下点検口	(二重蓋) + クラップ
水栓配		水栓配	
非常用出入口		非常用出入口	
雨水管	200φ	雨水管	200φ

医学部校舎（教育棟）／建物・敷地面積

▶建物面積

区分	面積	備考
一般校舎	2,034.9 m ²	教室・セミナー室等
学生会館	1,548.0 m ²	学習室・更衣室・ラウンジ等
管理部門・その他	7,507.0m ²	事務部・倉庫・機械室・廊下等
図書館	1,249.6m ²	図書室等
校舎建物面積（合計）	12,339.5m ²	

▶敷地面積

区分	面積	備考
校舎	4,017.0m ²	教育棟
体育施設	2,003.0m ²	体育館
屋外運動場	10,813.9m ²	グラウンド
校地敷地面積（合計）	16,833.9m ²	

○聖マリアンナ医科大学学則（昭和46年4月1日）

改正 昭和47年4月1日
昭和47年9月11日
昭和48年4月1日
昭和49年3月31日
昭和51年2月1日
昭和51年2月9日
昭和51年10月18日
昭和52年10月24日
昭和53年12月11日
昭和54年3月26日
昭和54年4月1日
昭和56年9月14日
昭和57年3月8日
昭和57年12月13日
昭和59年4月9日
昭和59年5月28日
昭和63年5月23日
平成元年2月8日
平成元年2月16日
平成2年3月26日
平成2年12月10日
平成3年12月24日
平成4年2月24日
平成5年5月24日
平成6年2月28日
平成6年12月26日
平成7年7月31日
平成8年3月25日
平成9年4月1日
平成10年11月1日
平成11年4月1日
平成13年4月1日
平成13年8月1日
平成14年4月1日
平成14年7月22日
平成15年4月1日
平成15年10月1日
平成16年11月1日

平成18年2月1日
平成18年4月1日
平成18年7月1日
平成19年4月1日
平成19年7月1日
平成20年4月1日
平成21年4月1日
平成22年4月1日
平成22年7月1日
平成23年4月1日
平成24年4月1日
平成25年4月1日
平成26年4月1日
平成27年4月1日
平成28年4月1日
平成28年9月1日
令和2年4月1日
令和2年4月1日

第1章 総則

(目的及び使命)

第1条 聖マリアンナ医科大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、医学の教授及び研究を行い、高度の知識・技術と確固たる倫理観をそなえた臨床医並びに医学研究者の養成を目的とし、併せて医学の発展、社会の福祉に貢献することを使命とする。

(自己点検・評価)

第1条の2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の点検及び評価の結果について、本学の教職員以外の者による検証を行うように努めるものとする。

(大学の構成)

第2条 本学に医学部医学科及び大学院医学研究科を置く。

2 大学院医学研究科については、大学院学則の定めるところによる。

(収容定員)

第3条 医学部医学科の入学定員は110人とし収容定員は660人とする。

第2章 修業年限、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第4条 本学医学部医学科の修業年限は6年とし、最長在学年数は、修業年限の2倍をこえることはできない。

2 前項の規定のほか、同一学年の在学年数は2年以内とする。ただし、第6学年に限り、学長が特別の事情があると認められた者については、教授会の議を経て、1年に限り延長を許可することができる。

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学期)

第6条 学年を分けて、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 10月第2土曜日(開学記念日(10月14日)の振替休日)
- (4) 春季休業 3月21日より4月10日まで
- (5) 夏季休業 7月16日より9月5日まで
- (6) 冬季休業 12月21日より1月10日まで

2 春季、夏季及び冬季の休業期間について、教育上必要あるときは、学長はこれを変更することができる。

3 臨時休業日は、その都度学長が定める。

第3章 入学、再入学、転入学及び編入学

(入学の時期)

第8条 入学、再入学、転入学及び編入学の時期は、学年の始めとする。

(入学の資格)

第9条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとし認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格し

た者（大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）。

2 入学の出願に関する規定は、別に定める。

（入学者の選考）

第10条 本学に入学を志願する者に対しては試験を行い、その成績等により選考する。

（再入学、転入学及び編入学）

第11条 次の各号の一に該当する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当の学年に入学を許可することがある。

(1) 本学の退学者で再入学を志願する者

(2) 他の大学の医学部医学科に在学中の者で本学に転入学を志願する者

2 大学を卒業した者及び在学中の者で本学に編入学を志願する者については、その都度審議し定める。

（入学手続及び入学許可）

第12条 入学者の選考に合格した者は、所定の期日までに、所定の手続をしなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を終えた者に入学を許可する。

3 入学の手続に関する規定は別に定める。

4 前項の規定は再入学、転入学及び編入学の場合に準用する。

第4章 講座・学科目及び履修方法

（講座等）

第13条 本学に別表第1のとおり、講座及び医学教育文化部門を置く。

（履修方法）

第14条 本学は6年一貫教育とし、開設される総合教育科目及び専門教育科目の配当学年並びにその単位数及び授業時間数は、別に定める。

2 学年別配当授業科目は、当該学年において修得するものとする。

（単位の計算方法）

第15条 授業時間の単位の計算方法は、1単位の授業科目を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間の授業をもつて1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもつて1単位とする。

2 教育上の都合により、前項の基準を変更することがある。

（授業期間）

第16条 毎学年の授業期間は、定期試験等の期間を含め原則として35週とする。

(試験及び評価)

第17条 所定の授業科目を履修した者に対し、試験を行う。

2 前項の試験及び評価基準に関する規定は、別に定める。

第5章 休学、復学、転学、退学及び除籍

(休学)

第18条 病気その他やむを得ない理由により、引続き3か月以上就学することが出来ない場合は、保証人連署の上、学長に願い出て休学することができる。ただし、病気の場合は医師の診断書添付を要する。

(休学期間)

第19条 休学の期間は、当該年度を超えることができない。ただし、特別の事由があるときは、許可を得て更に翌年度内に限り休学することができる。

2 休学期間は、通算して4年をこえることができない。

3 休学期間は最長在学年数に算入する。ただし、同一学年在学年数には算入しない。

(復学)

第20条 休学者が復学しようとするときは、保証人連署の上、学長に願い出て許可を受けなければならない。ただし、休学の事由が病気の場合は、大学で指定する医師の診断書添付を要する。

(転学)

第21条 本学から他の大学へ転学しようとする者は、その事由を具して、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(退学)

第22条 退学しようとする者は、その事由を具して、保証人連署の上、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第23条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第4条ただし書に定める年数をこえた者
- (2) 第19条第1項及び同第2項に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 病気その他の事由により成業の見込みがないと認められる者
- (4) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納入しない者

第6章 卒業及び学位の授与

(卒業及び学位の授与)

第24条 本学に6年以上在学し、第14条第1項及び第2項に定める所定の授業科目を履修し、第17条の試験に合格した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

- 2 学長は、卒業を認定した者に対して卒業証書・学位記を授与し、学士の学位を授与する。
- 3 学士の学位に関する規定は、別に定める。

第7章 授業料その他の学資

(授業料等)

第25条 入学検定料、入学金、授業料等の学資は次のとおりとする。

入学検定料 60,000円

入学金 1,500,000円

授業料 3,700,000円

教育維持費 1,200,000円

教育充実費 500,000円（1年次）、600,000円（2年次以降）

- 2 納入済の授業料等の学資は、これを還付しない。ただし、入学時納入金の取扱いについては、その都度定める。
- 3 授業料等の学資は、社会情勢によつて改定することがある。

(納入期日)

第26条 授業料等の学資は、毎年4月末日までに納入しなければならない。

- 2 授業料等の学資の納入に関する規定は、別に定める。

(授業料等の学資の減額)

第27条 休学期間中は、授業料等の学資の5割を減額することができる。ただし、納入済の分は、これを還付しない。

第8章 賞罰

(表彰)

第28条 学業が特に優秀な者又は学生の模範となる行為をした者は、教授会の議を経て学長がこれを表彰する。

- 2 表彰規定は、別に定める。

(懲戒)

第29条 本学教育の趣旨に背き又は学生の本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長がこれを懲戒する。

- 2 懲戒は、訓告、停学、退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
 - (2) 正当な理由がなくて出席が常でない者
 - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第9章 委託生、聴講生及び外国人留学生

(委託生)

第30条 他の大学又は公共機関から委託生として推薦された者が履修を願い出るときは、学生の履修に支障のない場合に限り、教授会の議を経てこれを許可することがある。

(聴講生)

第31条 本学所定の授業科目中1科目又は数科目を選んで聴講を志願する者があるときは、選考の上、聴講生として本学に受入れることがある。

(聴講料等)

第32条 聴講を許可された者は、入学検定料15,000円、登録料15,000円、聴講料1単位につき、30,000円を所定の期日までに納入しなければならない。

(外国人留学生)

第33条 外国人で、本学に留学を志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することがある。

第34条 委託生、外国人留学生の授業料その他の納入金については、第25条の規定を準用する。

(準用規程)

第35条 第5条乃至第8条、第14条、第16条、第25条第2項、同第3項、第26条乃至第29条の規定は、これを委託生、聴講生及び外国人留学生に準用する。

(委託生等に関する規定)

第36条 委託生、聴講生及び外国人留学生に関する規定は、別に定める。

第10章 教職員の組織

(教職員の種類)

第37条 本学の教員及び職員は次のとおりとする。

- 学長
- 教授
- 准教授
- 講師
- 助教
- 事務職員
- 技術職員
- その他必要な職員

(教職員組織)

第38条 教員組織及び事務組織に関する規定は、別に定める。

第11章 教授会

(教授会)

第39条 本学に教授会を置く。

2 教授会は、本学専任の教授をもつて構成する。ただし、専任の准教授又は講師を加えることができる。

(審議事項)

第40条 教授会は、次の事項を審議する。

- (1) 学則の変更に関する事項
- (2) 教育課程の編成に関する事項
- (3) 学生の入学、進級、休学、復学、転学、退学及び卒業の認定に関する事項
- (4) 学生の賞罰に関する事項
- (5) 学生の厚生補導に関する事項
- (6) 教育職員の人事に関する事項
- (7) 学長の諮問した事項
- (8) その他学事に関する事項

第12章 教育研究附属施設等

(医学情報センター)

第41条 本学に医学情報センターを置く。

2 医学情報センターについては、別に定める。

(キリスト教文化センター)

第41条の2 本学にキリスト教文化センターを置く。

2 キリスト教文化センターについては、別に定める。

(附属研究所及び附属研究施設)

第42条 大学院に附属研究所及び附属研究施設を置く。

2 附属研究所及び附属研究施設については、別に定める。

(附属病院)

第43条 医学部に附属病院を置く。

2 附属病院については、別に定める。

(川崎市立多摩病院)

第43条の2 医学部は、川崎市立多摩病院を管理運営する。

2 川崎市立多摩病院は、地域医療並びに本学の臨床教育及び研修の実施に資するものとする。

3 川崎市立多摩病院については、別に定める。

(保健管理センター)

第43条の3 医学部に保健管理センターを置く。

2 保健管理センターについては、別に定める。

第13章 公開講座

(公開講座)

第44条 公開講座は、教授会の議を経て随時開設する。

第14章 厚生補導

(助言と指導)

第45条 本学は、学生の厚生補導に関して、助言と指導を行う。

第15章 補則

(細則)

第46条 この学則の実施に関し必要な細則は、別に定める。

附 則

この学則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、昭和47年4月1日から施行し、昭和47年度入学者から適用する。

附 則

この学則の改正は、昭和47年9月11日から施行する。

附 則

この学則の改正は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、昭和49年3月31日施行する。ただし、第29条及び第34条の規定の改正は、昭和49年度以降の入学者から適用し、昭和46年度から昭和48年度入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則の改正は、昭和51年2月1日から施行する。ただし、第29条の規定の改正は、昭和51年度以降の入学者から適用し、昭和46年度から昭和50年度までの入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則の改正は、昭和51年2月9日から施行し、昭和51年1月5日から適用する。

附 則

この学則の改正は、昭和51年10月18日から施行する。ただし、第29条の規定の改正は、昭和52年度以降の入学者から適用し、昭和46年度から昭和51年度までの入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則の改正は、昭和52年10月24日から施行する。ただし、第29条の規定の改正は、昭和53年度以降の入学者から適用し、昭和46年度から昭和52年度までの入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則の改正は、昭和53年12月11日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。ただし、第25条の規定の改正は、昭和53年度以降の入学者から適用し、昭和46年度から昭和52年度までの入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則の改正は、昭和54年3月26日から施行する。

附 則

この学則の改正は、昭和54年4月1日から施行する。ただし、第25条の規定の改正は、昭和54年度以降の入学者から適用し、昭和46年度から昭和53年度までの入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則の改正は、昭和56年9月14日から施行し、昭和57年度以降の入学者から適用し、昭和46年度から昭和56年度までの入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則の改正は、昭和57年3月8日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

この学則の改正は、昭和57年12月13日から施行し、昭和58年12月13日から適用する。

附 則

この学則の改正は、昭和59年4月9日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。ただし、第25条の規定の改正は、昭和60年度以降の入学者から適用し、昭和49年度から昭和59年度までの入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則の改正は、昭和59年5月28日から施行する。

附 則

この学則の改正は、昭和63年5月23日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成元年2月8日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この学則の改正は、平成元年2月16日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この学則の改正は、平成2年3月26日から施行し、平成2年5月1日から適用する。

附 則

この学則の改正は、平成2年12月10日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この学則の改正は、平成3年12月24日から施行し、平成3年7月1日から適用する。ただし、第25条の規定の改正は、平成4年度以降の入学者から適用し、昭和57年度から平成3年度までの入学者については別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則

この学則の改正は、平成4年2月24日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この学則の改正は、平成5年5月24日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成6年2月28日から施行し、平成6年4月1日から適用する。ただし、第14条及び第15条の規定の改正は、平成6年4月1日以降に履修する者から適用し、平成6年3月31日以前に履修した者については、なお従前の例による。

附 則

この学則の改正は、平成6年12月26日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この学則の改正は、平成7年7月31日から施行し、平成8年度入学者から適用する。ただし、平成7年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則の改正は、平成8年3月25日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この学則の改正は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成10年11月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第14条の規定の改正は、平成14年度以降の入学者から適用し、平成13年度以前の入学者については、平成14年度入学者の学年進行に合わせて適用する。

附 則

この学則の改正は、平成14年7月22日から施行し、平成15年度入学者から適用する。ただし、平成14年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則の改正は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成22年7月1日から施行し、平成23年度入学者から適用する。

附 則

この学則の改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

1 この学則の改正は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 第3条の規定にかかわらず、令和2年度乃至令和8年度の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員
令和2年度	115人	690人
令和3年度	115人	690人
令和4年度	110人	685人
令和5年度	110人	680人
令和6年度	110人	675人
令和7年度	110人	670人
令和8年度	110人	665人

附 則

令和2年4月1日より施行された入学定員及び収容定員の表にかかわらず、令和4年4月1日より、令和4年度乃至令和9年度の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員
令和4年度	115人	690人
令和5年度	110人	685人
令和6年度	110人	680人
令和7年度	110人	675人
令和8年度	110人	670人
令和9年度	110人	665人

別表第1（第13条関係）

（講座）

解剖学、生理学、生化学、微生物学、薬理学、免疫学・病害動物学、病理学、予防医学、法医学、スポーツ医学、臨床検査医学、内科学、小児科学、神経精神科学、放射線医学、皮膚科学、腎泌尿器外科学、外科学、脳神経外科学、整形外科学、産婦人科学、眼科学、耳鼻咽喉科学、麻酔学、形成外科学、救急医学、臨床腫瘍学、リハビリテーション医学、感染症学、緩和医療学

（医学教育文化部門）

学則変更の趣旨

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）及び「令和 4 年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について（通知）」（令和 2 年 11 月 25 日付け 2 文科高第 739 号文部科学省高等教育局長、医政発 1125 第 5 号厚生労働省医政局長通知）を踏まえ、神奈川県における医師不足の現状を十分に理解し、その解消に向けて県内で医療に従事する明確な意思を有する医師を養成し、もって神奈川県が推進する医師確保等に係る施策に資するため、令和 4 年度のみでの臨時の措置として入学定員 5 名の増員を行うものとし、その旨を追記するもの。

新旧の比較対照表

学則（新）	学則（旧）																																																																					
<p>（収容定員） 第3条 医学部医学科の入学定員は110人とし収容定員は660人とする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この学則の改正は、令和2年4月1日から施行する。 2 第3条の規定にかかわらず、令和2年度乃至令和8年度の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">入学定員</th> <th style="text-align: center;">収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">令和2年度</td><td style="text-align: center;">115人</td><td style="text-align: center;">690人</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">令和3年度</td><td style="text-align: center;">115人</td><td style="text-align: center;">690人</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">令和4年度</td><td style="text-align: center;">110人</td><td style="text-align: center;">685人</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">令和5年度</td><td style="text-align: center;">110人</td><td style="text-align: center;">680人</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">令和6年度</td><td style="text-align: center;">110人</td><td style="text-align: center;">675人</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">令和7年度</td><td style="text-align: center;">110人</td><td style="text-align: center;">670人</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">令和8年度</td><td style="text-align: center;">110人</td><td style="text-align: center;">665人</td></tr> </tbody> </table> <p><u>附 則</u> <u>令和2年4月1日より施行された入学定員及び収容定員の表にかかわらず、令和4年4月1日より、令和4年度乃至令和9年度の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">入学定員</th> <th style="text-align: center;">収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">令和4年度</td><td style="text-align: center;">115人</td><td style="text-align: center;">690人</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">令和5年度</td><td style="text-align: center;">110人</td><td style="text-align: center;">685人</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">令和6年度</td><td style="text-align: center;">110人</td><td style="text-align: center;">680人</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">令和7年度</td><td style="text-align: center;">110人</td><td style="text-align: center;">675人</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">令和8年度</td><td style="text-align: center;">110人</td><td style="text-align: center;">670人</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">令和9年度</td><td style="text-align: center;">110人</td><td style="text-align: center;">665人</td></tr> </tbody> </table>	年度	入学定員	収容定員	令和2年度	115人	690人	令和3年度	115人	690人	令和4年度	110人	685人	令和5年度	110人	680人	令和6年度	110人	675人	令和7年度	110人	670人	令和8年度	110人	665人	年度	入学定員	収容定員	令和4年度	115人	690人	令和5年度	110人	685人	令和6年度	110人	680人	令和7年度	110人	675人	令和8年度	110人	670人	令和9年度	110人	665人	<p>（収容定員） 第3条 医学部医学科の入学定員は110人とし収容定員は660人とする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この学則の改正は、令和2年4月1日から施行する。 2 第3条の規定にかかわらず、令和2年度乃至令和8年度の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">入学定員</th> <th style="text-align: center;">収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">令和2年度</td><td style="text-align: center;">115人</td><td style="text-align: center;">690人</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">令和3年度</td><td style="text-align: center;">115人</td><td style="text-align: center;">690人</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">令和4年度</td><td style="text-align: center;">110人</td><td style="text-align: center;">685人</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">令和5年度</td><td style="text-align: center;">110人</td><td style="text-align: center;">680人</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">令和6年度</td><td style="text-align: center;">110人</td><td style="text-align: center;">675人</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">令和7年度</td><td style="text-align: center;">110人</td><td style="text-align: center;">670人</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">令和8年度</td><td style="text-align: center;">110人</td><td style="text-align: center;">665人</td></tr> </tbody> </table>	年度	入学定員	収容定員	令和2年度	115人	690人	令和3年度	115人	690人	令和4年度	110人	685人	令和5年度	110人	680人	令和6年度	110人	675人	令和7年度	110人	670人	令和8年度	110人	665人
年度	入学定員	収容定員																																																																				
令和2年度	115人	690人																																																																				
令和3年度	115人	690人																																																																				
令和4年度	110人	685人																																																																				
令和5年度	110人	680人																																																																				
令和6年度	110人	675人																																																																				
令和7年度	110人	670人																																																																				
令和8年度	110人	665人																																																																				
年度	入学定員	収容定員																																																																				
令和4年度	115人	690人																																																																				
令和5年度	110人	685人																																																																				
令和6年度	110人	680人																																																																				
令和7年度	110人	675人																																																																				
令和8年度	110人	670人																																																																				
令和9年度	110人	665人																																																																				
年度	入学定員	収容定員																																																																				
令和2年度	115人	690人																																																																				
令和3年度	115人	690人																																																																				
令和4年度	110人	685人																																																																				
令和5年度	110人	680人																																																																				
令和6年度	110人	675人																																																																				
令和7年度	110人	670人																																																																				
令和8年度	110人	665人																																																																				

学生の確保の見通し等を記載した書類

1. 学生の確保の見通し

(1) 学生の確保の見通し及び取組状況

本学アドミッションポリシーを理解し、医師となる明確な目的を有する受験生を確保するため、本学では「オープンキャンパス」、「進学相談会・説明会」、「高等学校指導教諭を対象とした大学説明会」、「高校訪問」などをこれまで開催し、本学の理念・目的をホームページやパンフレットで積極的に公表してきた。

オープンキャンパスや進学相談会における参加者も増加傾向にある（表1参照）。

なお、令和2年度以降は新型コロナウイルス対応のため、広報活動が大幅に制限されたことを申し添える。

【表1：オープンキャンパス・進学相談会等来場者数一覧】

大学・学部	項目	R03年度 来場者数	R02年度 来場者数	H31年度 来場者数	H30年度 来場者数	H29年度 来場者数
聖マリアンナ 医科大学 医学部医学科	オープンキャンパス	—	—	897	788	709
	第1会学内進学相談会	21	7	187	146	59
	第2会学内進学相談会	24	3	53	80	83
	第3会学内進学相談会	32	5	36	69	140
	第4回学内進学相談会	35	—	—	—	—
	合計	112	15	1,173	1,083	991

※R02はWEB進学相談会、R03は定員40名で開催

これにより、入学志願者は本学募集定員を充足するに十分な数を確保（表2参照）しており、平均して3,000名の志願者を確保している。

【表2：過去5ヶ年の入学志願者・受験者・合格者一覧】

大学・学部	項目	R03年度	R02年度	H31年度	H30年度	H29年度
聖マリアンナ 医科大学 医学部医学科	志願者数	3,366	2,496	2,042	3,540	3,575
	受験者数	3,134	2,134	1,906	3,211	3,205
	合格者数	164	167	246	212	397
	入学者数	115	115	115	115	115

平成22年度より開始された入学定員5名の増員措置に対しては、これまで、当該年度の入学者の中から、事後型手挙げ方式により、毎年5名の地域卒者を確保してき

た。

令和2年度より、推薦入学試験と同時期に地域枠特別推薦入学試験〔令和3年度より学校推薦型選抜（神奈川県地域枠）に改称〕を実施しており、これまでの神奈川県地域枠対象者の受験状況一覧（表3参照）から考えても、神奈川県地域枠特別推薦入学試験の募集人員5名を十分に確保することが可能であると判断した。ただし、万全を期して、万一、学校推薦型選抜（神奈川県地域枠）において、5名の合格者を確保できなかった場合には、一般選抜で追加募集を行うことを募集要項に明記している。

【表3：学校推薦型選抜対象者の受験状況一覧】

大学・学部	項目	R03年度	R02年度
聖マリアンナ 医科大学 医学部医学科	神奈川県地域枠対象	県内高校 在学者	県内高校 在学者
	指定校推薦	20/75	10/57
	志願者全体 における割合	26.6%	17.5%
	一般公募推薦（専願）	0/11	2/13
	志願者全体 における割合	0%	2.0%

【表4：過去5ヶ年の入学定員超過率一覧】

大学・学部	項目	R03年度	R02年度	H31年度	H30年度	H29年度	平均 入学定員 超過率	備考
聖マリアンナ 医科大学 医学部医学科	入学者定員超過率	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	収容 定員数 690人
	入学者数	115	115	115	115	115		
	入学定員	115	115	115	115	115		

このように、資料から見ても判るとおり、本学は受験生からの関心が高く寄せられており、過去5年間においても入学定員115名に対して、入学者115名、定員充足率は100%を確保しており（表4参照）、このたびの再度の定員増を行っても問題なく受験生は確保することができると思われる。

(2) 人材需要の動向等社会の要請

大都市圏型人口推移を示す神奈川県において、「地域医療構想」で求められる医療

機能の必要性を見据え、神奈川県地域医療対策協議会では、将来の地域医療の在り方を継続して審議続けている。

神奈川県保健医療計画や神奈川県地域医療支援センターがホームページで公表している「かながわの医師の状況について」を見ても判るとおり、神奈川県の医師数は、平成 30 年末時点で、全国の人口 10 万人当たり 246.7 人に対して、212.4 人（全国 39 位）と全国平均を下回っており、医師不足の状況にある。特に本学が位置する川崎北部地域においては、内科、外科、産科、小児科、麻酔科の医師が不足しており、診療科偏在が重大な問題となっている。

これらを鑑み、本学としては、定員増で増員された 5 名を、引き続き「学校推薦型選抜（神奈川県地域枠）」で人員確保し、医師不足が深刻な診療科の医師確保に努め、県内の医療の充実を図り、すべての県民の皆様が健やかに安心してらせる社会の実現に向けて貢献したいと考えている。

将来、神奈川県内の地域医療を担う医師の育成と確保を図るため、平成 22 年度から、入学定員をそれまでの 110 名から 115 名へ増員した。増員された 5 名の学生は神奈川県地域枠者として「神奈川県地域医療医師修学資金貸付制度」の対象者となっており、これまで、54 名の入学者を確保し、24 名を医師として輩出している。

これら、地域枠対象者及び地域枠卒業医師（以下：「地域枠対象者」）については、平成 26 年 2 月に学長を委員長とする「地域医療人材育成支援委員会」を組織し、地域枠対象者のキャリア形成支援を行うために、地方自治体及び地域の医療施設と密接な連携を図りながら、地域医療に従事する医療人の育成に努めている。

以 上

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
—	学長	キタガワロアキ 北川博昭 <令和2年4月>	66	博 士 (医学)	736千円	—

(注) 高等専門学校にあっては校長について記入すること。